

法人会員入会申込書

特定非営利活動法人 京田辺シュタイナー学校 代表理事 宛

私は、貴法人の活動の趣旨に賛同し、特定非営利活動法人 京田辺シュタイナー学校 定款第13条・運営規約細則第3条及び第4条に基づき、入会を申し込みます。

ふりがな	
氏名	
住所	〒
TEL/FAX	
会員種別 会費金額	<input type="checkbox"/> 正会員 月額 10,000 円/一口

ふりがな	
氏名	
住所	〒
TEL/FAX	
会員種別 会費金額	<input type="checkbox"/> 正会員 月額 1,000 円/一口 <input type="checkbox"/> 賛助会員 月額 1,000 円/一口 () 口

- (1) 保護者、ご夫婦などご家族で申し込まれる方は、それぞれについてご記入ください。
- (2) 正会員には議決権がありますが、賛助会員は発言権のみとなります。
(定款 第1章第9条および第9章第39条をご参照ください。)
- (3) ご記入の個人情報は法人運営の目的以外には使用いたしません。

年 月 日

届出者氏名 _____ 印

届出者氏名 _____ 印

※事務局記入欄-----

● 事務局処理日 年 月 日

担当者サイン		会員カテゴリー	
		保護者	
		教職員	
		その他	

(参照) 定款及び運営規約細則における法人会員に関する条項

【定款】

(会員の種類)

第9条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員：一般及び団体

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員：一般及び団体

この法人の目的に賛同し、主として経済的な支援を通じてこの法人の事業に参画する個人及び団体

(入 会)

第13条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会員の別を記載した所定の入会申し込み書により、代表理事に申し込むものとする。代表理事は、申請者が第10条に掲げる条件に適合するときには、特に正当な理由がない限り、運営会議での報告を経て、この法人への入会を認めなければならない。

(総会の構成)

第39条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

3 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

【運営規約細則】

第3条 正会員の年会費は一口 120,000 円（月額 10,000 円）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、一口 12,000 円（月額 1,000 円）とする。

(1) 年会費 120,000 円（月額 10,000 円）を既に負担している者の配偶者またはそれに準ずる者（以下配偶者という）。

(2) 当法人と雇用契約を結ぶ教員・職員もしくはその配偶者。

(3) 当法人に子を通わせていない者。

会費は特に理由がない限り当法人が指定する期日までに納入するものとする。

2 賛助会員の年会費は一口 12,000 円（月額 1,000 円）とする。

また賛助会員については複数口の会費納入を可とする。

第4条 当法人に子を通わせる家庭の保護者である夫婦またはそれに準ずる者（以下夫婦という。）については、原則として夫婦とも正会員として加入するものとする。但し、夫婦どちらか一方のみが正会員となることを妨げない。その場合、他方は賛助会員として加入するものとする。